

壱岐市立勝本小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

夢・目標に向かって 強い心で 学びあう子ども

【目指す子ども像】

楽しく学ぶ **か**しい子
明るく**つ**ながる やさしい子
本気で動く たくましい子

いじめに対する基本的な考え方

子どもたちが、未来への夢や希望を大きく膨らませながら成長していくことは、教職員のみならず保護者や地域住民の願いであり、こうした期待に応えることができる環境作りが、学校教育に課せられた大きな使命である。そこで本校ではすべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。**これは、学校内外はもちろんのこと、塾や習い事の間等においても許されない行為である。また、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。**
- ② いじめ問題への取組については、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的な取組を行う。特に、「いじめを生まない環境づくり」は教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践する。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身となって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決していく。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ対策委員会

【活動の目的】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割

【構成員】

校長 教頭 教務主任 養護教諭 特別支援コーディネーター 生活指導主任

【会議】

- 年3回（学期に1回）を基本とするが、必要に応じて臨時的に開催する。

【専門家・外部関係者】（必要に応じて参加）

スクールカウンセラー 校医 児童民生委員 スクールサポーター

PTA等との連携

【基本的な考え方】

いじめ問題は、学校だけでは解決できない場合が多いことから、必要な情報を保護者やPTA等に提供しながら、協力していじめを許さない環境を整える。

【PTAとの連携】

- 学校保健委員会・PTA総会等で研修活動
いじめに関する研修会の実施等

【家庭との連携】

- 基本的な生活習慣のしつけ
学校便り・保健便りによる啓発

【学校運営協議会等地域関係団体との連携】

- 定期的な会議における意見交換等による情報の提供及び収集

関係機関との連携

【基本的な考え方】

いじめの防止、対応等は学校だけでできるものではない。関係機関と情報交換等連携を図ることにより、より実効的な取組を行う。

【壱岐市教育委員会】

- 報告・連絡・相談の徹底

【幼小連携・小中連携】

- 情報交換と情報提供

【壱岐警察署及び勝本駐在所】

- 児童の問題行動の情報収集と相談
- いじめ問題情報の提供、通報、相談

【壱岐市役所子ども家庭課】

- 情報提供と情報収集、家庭訪問等の依頼

《いじめ問題への取組》

【いじめの防止】

※いじめ防止対策推進法 第15条より

1 学校経営の充実

① 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、一致団結した指導体制を確立する。また、日常の児童の観察や「生活アンケート」等の結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、支持的風土の学級経営に努める。

② 教職員の指導力の向上

- 「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図り、その対応力の向上に努める。
- 「わかり、できる授業」の実践に努め、個に応じた指導・共感的支援のもと、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

③ 道徳教育の充実

- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等によるいじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳指導や取組を実践する。
- 道徳の時間において、子ども一人一人の心に響くよう体験活動と連携した指導方法を工夫し、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を実践することで、「夢・元気・素敵な笑顔があふれる子ども」を育てる。
- 学校教育活動全体を通して「私たちの道徳」「心を育てる道徳教材集」等を活用し、自らを見つめさせるとともに、「命の重さ」や「生死の意味」について考えさせ、「人権尊重の精神」や「思いやりの心」等を育てる。

④ 自己肯定感の育成

児童と教職員、及び児童相互の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童の発達に応じて「夢・憧れ・志」を育む教育を推進し、自己肯定感を高める。

⑤ 児童会活動を通じた自己指導能力の育成

- いじめや人権に関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、よりよく生きようとする願いを引き出し、児童の自主性・自治性を高める。
- 縦割り班活動、総合的な学習の時間等の中で、協力したり協調したりすることを学ばせ、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

2 関係機関との連携及び協力体制

- ①家庭・地域・関係機関・学校相互間との連携強化及び協力体制の整備
 - P T A総会や学校運営協議会、学校だより等の各種お便りを活用し、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解を啓発し、連携していく。
 - 中学校や町内小学校、幼稚園との情報交換や交流学習を行う。
- ②各種関係団体との協力体制の確立
 - 学校運営協議会を中心として、児童民生委員、警察等と情報共有し、必要に応じていじめ対策委員会に招聘する。
 - 壱岐市教育委員会と連携を密に取り、指導助言をいただく。
- 3 特に配慮が必要な児童への対応
 - 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深め、個別の支援計画等を活用した情報共有を行い、その子のニーズに応じた支援等を行うようにする。
- 4 学校基本方針の周知

入学時や年度初めには、児童や保護者、関係機関等へのいじめ問題に対する学校基本方針を説明し、学校や保護者の責任を明確にする。また、学校便り等で定期的にいじめに関する記事を記載し、学校としての方針等を周知する。さらに子どもの悩みや相談を受け止めやすい地域となるように、地域や家庭、学校の役割を説明し、協力を得る。
- 5 取組の評価

学校基本方針に基づく取組について、学校評価の項目に位置づけ、目標達成状況を評価し、P D C Aサイクルによる改善を図る。

また、『いじめ問題への取組についてのチェックポイント』等を定期的に活用し、いじめに対する計画的な取組を行うとともに、教職員のいじめに対する問題意識の持続に役立てる。

【いじめの早期発見】 ※いじめ防止対策推進報第16条より

- 1 いじめに気づく力を高めるために
 - 「いじめ対策ハンドブック」を活用し、いじめのサインと教師のチェックポイントについて、職員研修で共通理解するとともに、カウンセリング能力の向上を図る
 - 「いじめ対策ハンドブック」を活用し、家庭でのいじめのサインとチェックポイントについて、年度当初の学級懇談会等で共通理解を図るとともに、家庭の教育力の向上をめざす。
 - 子どもの情報を共有化するために、定期的に情報交換する場を設定する。
 - ・ 毎週月曜日の職員連絡会の活用
 - ・ 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
- 2 いじめ調査等の実施

子どもの生活実態について、定期的なアンケートを行う。

 - ・ 生活アンケート（必要に応じ 月1回程度）
- 3 教育相談体制の整備と相談機関の周知充実

子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整備するとともにこのことを子どもや保護者に周知する。

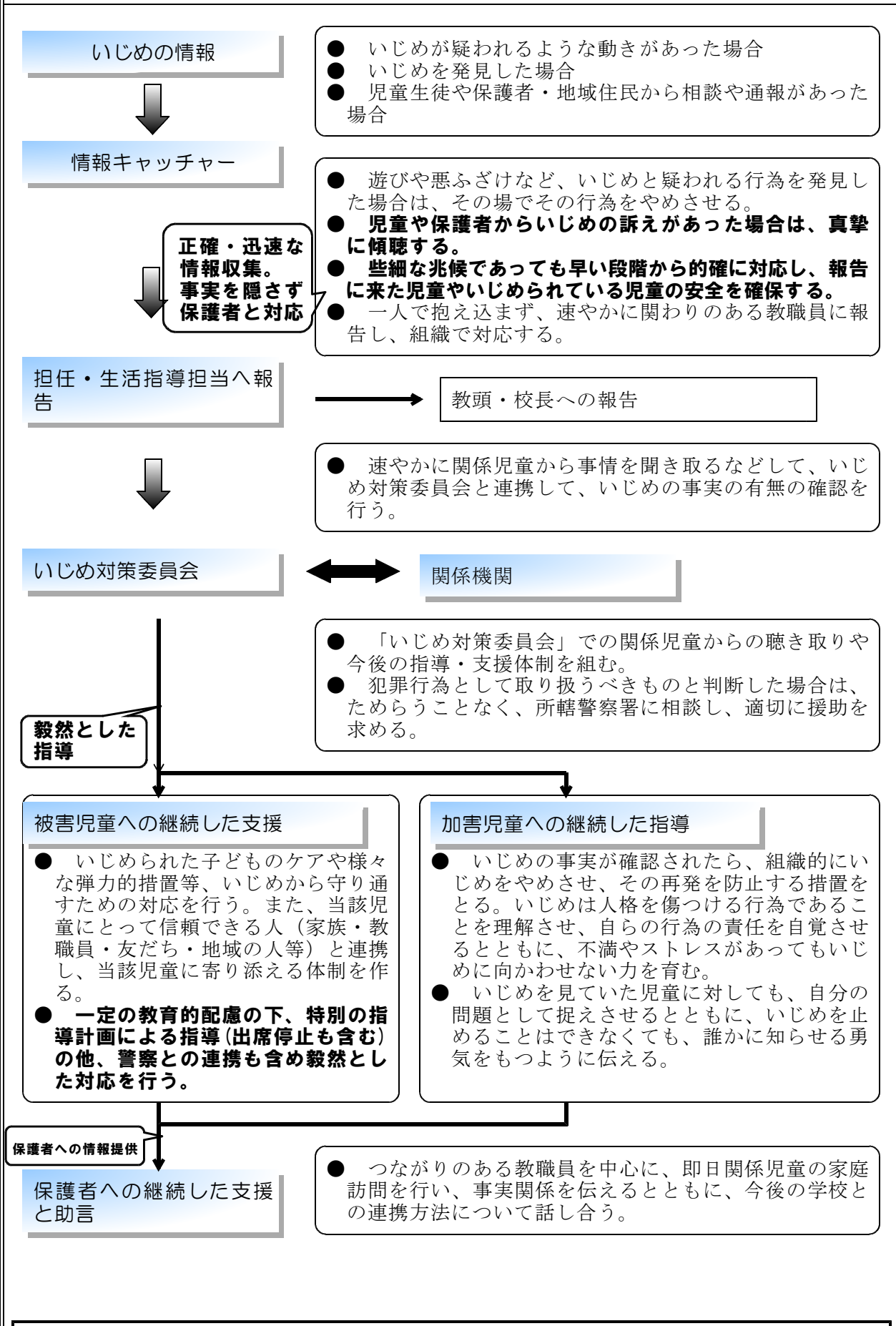
 - ・ いじめ相談窓口の設置 ・ **24時間子供SOSダイヤル、メール 相談窓口、親子ホットライン等**

いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。
- 4 情報の収集

子どもの悩みや相談をより多く受け止めるために、P T Aや関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

 - ・ 学校運営協議会

【いじめに対する措置】



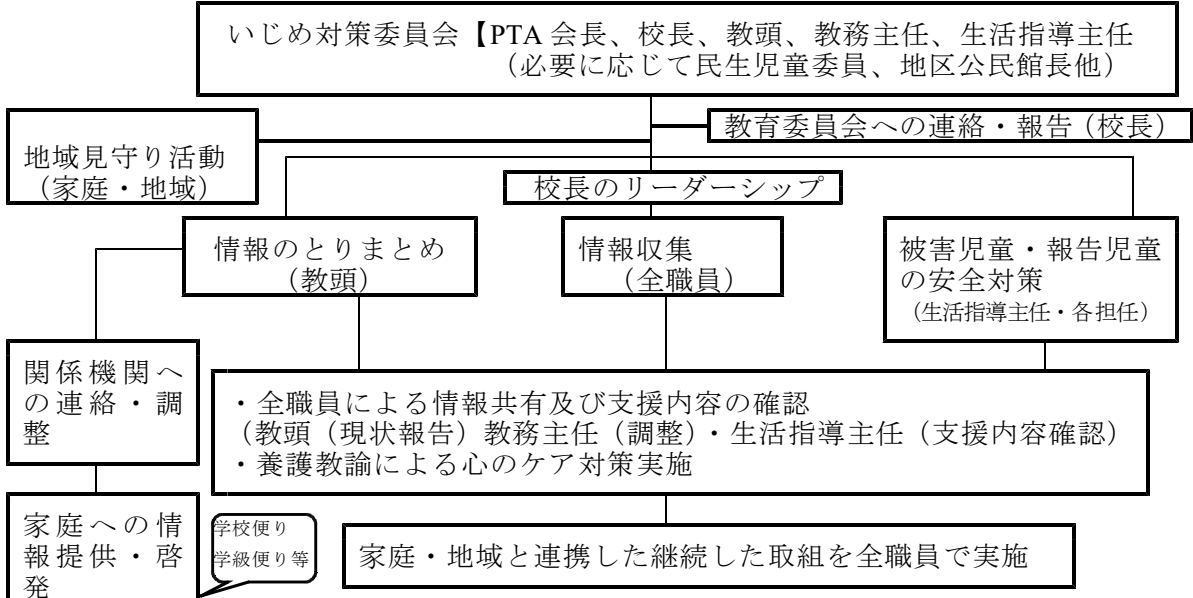
【いじめの解消の2つの要件】

①いじめに係る行為が相当の期間止んでいること→少なくとも3ヶ月を目安

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

※被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

被害児童への継続した支援体制



犯罪行為について

- 犯罪行為として取り扱われるべきであると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な者については、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

【重大事態発生時の取組】

1 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合：児童が自殺を企図した場合等
- ② いじめにより児童が応答の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められた場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

2 「いじめに対する措置」による一連の対応

- 3 壱岐市教育委員会へ概要報告→市教委判断による「重大事態」としての措置決定
 - ・学校→教育委員会→市長
 - ・当該事案に対する組織の設置

4 市教委による調査の主体

【市教委主体の場合】

- 学校主体の調査において重大事態への対応、発生の防止に十分な結果を得られないと判断する場合
- 学校の教育活動に支障がある場合
 - ・ 学校は調査のための組織への協力
 - ・ 学校は調査状況の提供 等

【学校主体の場合】

- 教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う

5 いじめ対策委員会への報告と協議

- いじめ事案の概要報告
- 校内体制及び対応の協議・決定

※ 教育委員会・調査組織の指示による対応

6 いじめられた児童とその保護者への対応に万全を期す

- 〈児童〉
 - 秘密の保持（情報流出の遮断）
 - 学習の保障
 - 精神的ケア（カウンセリング等の実施）
- 〈保護者〉
 - 適宜情報の提供 等

7 いじめた児童とその保護者への対応

- 出席停止も視野に入れた毅然とした対応

8 他の児童、保護者への対応

- 必要に応じた情報提供（保護者）
- いじめに関する指導の徹底

いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。 ・ 存在を否定される。
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。 ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される。 ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 脅かされ、金品を取られる。 ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
 - ・ 写真、鞆、靴等を傷つけられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 万引きやかたあげを強要される。 ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・ 教師や大人に暴言を吐かせられる。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。

最近のいじめの特徴

<いじめている子ども>

- いじめている子どもは、家庭・学校内外で心理的に追い詰められストレスの発散口として、「とにかく気に入らない」「何となくムカつく」等、自分でも分からない衝動に駆られる場合がある。またその行動を正当化するため、「〇〇は、ちゃんとしてないから」といった理由をつけ自分を正当化する場合がある。
- 自分がいるグループがいじめに走ったため、自分のグループでの疎外を恐れ、同調意識から行う。
- 面白半分で行い、遊び感覚なので相手も楽しいでいると思い、いじめているという自覚がない場合がある。

<いじめられている子ども>

- 自分に自信が持てず、「自分にも責任がある」と思い込む。
 - いじめの現実から逃避し、「一緒に遊んでいるだけなのだ」と自分に言い聞かせ、自尊心を保とうとする。
 - 大人に言うのは弱虫と思われるという思いから相談したり、訴えたりしない場合が多い。
- ＜観衆、傍観者＞
- 悪いことと分かっているにもかかわらず、自分がいじめの対象になることを恐れ、何も言わない。

ネットいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」とは

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、Facebook、Twitterといったインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の掲示版、ブログやLINE等のインスタント・メッセージ（IM）、E-mailに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりすることにより、いじめを行うものである。

(2) 未然防止のために

- 「情報モラル・マナー指導教材」「SNSながさき」などを活用し、情報モラル教育を教育課程に位置づけ、発達段階に応じた健全勝有効な活用の仕方の指導を行う。
- 保護者に対して「インターネットの危険性」についての研修会や啓発を行い、いじめ防止に努める家庭教育への対応を呼びかける。

(3) 早期発見・早期対応

- 全校児童の携帯電話の保持率、Wi-Fi（無線LAN）接続可能な携帯ゲーム機やパソコンによるインターネットの使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、いじめ発見後は児童・保護者への対応とともに、ネット上の書き込み削除に迅速に対応する。

その他

- 学級、学年に生じたトラブルは、『いじめか否かを問わず』、すべて校内の『いじめ対策委員会』で判断し、担任による抱え込みを防止するとともに、組織的対応を実施する。

《年間活動計画》

	活 動 内 容	
	学 校 関 係	P T A 及 び 地 域
4 月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針についての検討【職員会議】 いじめ対策に関わる共通理解 児童に対する情報交換【児童理解等】 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【PTA総会】
5 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童に対する情報交換【児童理解等】 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換 行事参観
6 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童に対する情報交換【児童理解等】 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事参観【長崎っ子の心を見つめる教育週間】 勝本小学校運営協議会
7 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童評価 児童に対する情報交換【児童理解等】 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価及びいじめアンケート 保護者との情報交換【面談等】
8 月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換【職員会等議】 	
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童に対する情報交換【児童理解等】 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観
10 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童に対する情報交換【児童理解等】 	
11 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童に対する情報交換【児童理解等】 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事参観【学習発表会】
12 月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換【職員会議】 児童評価 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観
1 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童に対する情報交換【児童理解等】 	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 児童に対する情報交換【児童理解等】 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換【懇談会】
3 月	<ul style="list-style-type: none"> 幼小及び小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価

※生活アンケートについては、年間を通して実施する。(各月必ず実施ではなく臨機応変に対応する)

※学校運営協議会において、情報交換を行う。(5月 6月 10月 11月 2月)